(c) 税務サービス （CPC八六三）			
SS	SS	SS	SS
(1) 法律第二百三十七号）に規定する税理士サービスは、税理士法人（注）が提供しなければならない。 注　日本国の法律による税理士法人とは、日本国の法律により税理士としての資格を有する税理士法人の業務を執行する権利及び義務を有する二人以上の社員によって構成されるものをいう。 (2) 税理士法には、規定する税理士サービスは、自然人又は税理士法人が提供しなければならない。 当該税理士サービスについては、業務上の拠点が必要である。 (3) 税理士法には、規定する税理士サービスは、自然人又は税理士法人が提供しなければならない。 当該税理士サービスについては、業務上の拠点が必要である。 (4) 税理士法には、規定する税理士サービスについては、業務上の拠点が必要である。	(1) 業務上の拠点が必要である。 (2) 業務上の拠点が必要である。 (3) 制限しない。 (4) 業務上の拠点が必要である。	(1) 当該税理士サービスについては、業務上の拠点が必要である。 (2) 当該税理士サービスについては、業務上の拠点が必要である。 (3) 税理士法には、規定する税理士サービスは、自然人又は税理士法人が提供しなければならない。 (4) 税理士法には、規定する税理士サービスについては、業務上の拠点が必要である。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	

(d)、(e)、(g) 日本国の法律による建築士としての資格を有しない建築士又は建築士を使用するサービスの提供者又は建築士を使用しないサービスの提供者が提供することができる建築サービス（CPC八六七一、八六七二（注）） 注　建築物の建築のために必要なサービスに限る。	(d)、(e) 日本国の法律による建築士としての資格を有する建築士又は建築士を使用するサービスの提供者のみが提供することができる建築サービス（CPC八六七一二、八六七一三、八六七一四（注）、（CPC八六七二二、八六七三、八六七四（注）、八六七五（注）、八六七二七（注）） 注　建築物の建築のために必要なサービス（建築後のサービスを除く）に限る。	(c) 税務サービス（CPC八六三）						
SS	SS	SS						
(1) 制限しない。（注） (2) 制限しない。（注） (3) 制限しない。 (4) 制限しない。（注） 注　サービスが日本国の法律により建築士としての資格を有する建築士を使用するサービス提供者又はサービス提供者によって提供される場合に、業務上の拠点が必要である。	(1) 業務上の拠点が必要である。 (2) 業務上の拠点が必要である。 (3) 制限しない。 (4) 業務上の拠点が必要である。	(1) 法律第二百三十七号）に規定する税理士サービスは、自然人又は税理士法人（注）が提供しなければならない。 注　日本国の法律による税理士法人とは、日本国の法律により税理士としての資格を有する税理士法人の業務を執行する権利及び義務を有する二人以上の社員によって構成されるものをいう。 (2) 税理士法には、規定する税理士サービスは、自然人又は税理士法人が提供しなければならない。 当該税理士サービスについては、業務上の拠点が必要である。 (3) 税理士法には、規定する税理士サービスは、自然人又は税理士法人が提供しなければならない。 当該税理士サービスについては、業務上の拠点が必要である。 (4) 税理士法には、規定する税理士サービスについては、業務上の拠点が必要である。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。					
(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。						

(e)、(f) エンジニアリング及び総合エンジニアリングのサービス（CPC八六七二（注）、八六七三（注）） 注　建築サービス及び土木相談サービスを除く。	(e)、(g)、F(e)、F(m) 土木相談サービス（CPC八六七二一（注）、八六七二四（注）、八六七二七（注）、八六七二九（注））、（CPC八六七四一（注）、八六七四二（注））、（CPC八六七六一（注）、CPC八六七五一（注）、八六七五二（注）） 注　土木のために必要なサービス（建築物のためのエンジニアリング・デザイン・サービスを除く。）に限る。	(g) 都市計画及び景観設計サービス（CPC八六七四（注）） 注　建築サービス及び土木相談サービスを除く。	(h) 医師及び歯科医師サービス（CPC九三一二）	(i) 獣医サービス（CPC九三二）	(j) 助産師、看護師及び準医療従事者により提供されるサービス（CPC九三二九一＊＊）	(j) 日本国の法律により理学療法士としての資格を有する理学療法士が提供するサービス（CPC九三二九一＊＊）	(k) その他	
SS	SS	SS	SS	SS	SS			
(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 外国資本の参加に関し制限がないことを除くほか、約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 外国資本の参加に関し制限がないことを除くほか、約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 外国資本の参加に関し制限がないことを除くほか、約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	
(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 外国資本の参加に関し制限がないことを除くほか、約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 外国資本の参加に関し制限がないことを除くほか、約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 外国資本の参加に関し制限がないことを除くほか、約束しない。 (4) 制限しない。	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	